

久留米市こころの相談カフェ運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 業務名

久留米市こころの相談カフェ運営業務

2 業務の目的

生きづらさを抱える市民に対し、身近な場所で臨床心理士等の専門的なカウンセラーに相談できる場を提供することで、市民のこころの健康の保持及び社会復帰支援を行う。

なお、本事業は、臨床心理士等が相談対応するだけでなく、必要に応じて適切な関係機関へ相談者をつなぎ、市と一体となって相談者の自殺等を防ぐ役割を求められることもあることから、常にこのような対応ができる体制を整えた市民公益活動団体に業務の運営を委託することとしており、その委託にあたって団体を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

3 履行場所

久留米市内で、受託者が選定し、久留米市が適当と認めた場所

4 業務期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

5 業務の対象者

生きづらさを抱える久留米市民（本人、家族、支援者等）全般

6 業務の内容

『久留米市こころの相談カフェ運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）』のとおり

7 業務委託の上限額（提案上限額）

業務委託料の上限額については、1,550千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

8 参加要件

本プロポーザル参加にあたっては、次に掲げる要件をすべて満していることを条件とする。

(1) 自立的・継続的に相談事業活動を行う団体であり、3名以上の構成員を有すること。

(2) これまでに本事業と類似した事業の実績があること。

- (3) 名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (4) 市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体であること。
- (5) ボランティア情報ネットワークに登録している市民公益活動団体であること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 久留米市暴力団排除条例（平成22年久留米市条例第19号）に基づき、受託者として不適当であると認められる者でないこと。
- (10) 市税の滞納がないこと。

9 手続き

(1) プロポーザル実施スケジュール

| 手続き等 | 日 程 |
|----------------------|-------------------|
| 1 実施要項公表 | 5月17日（火） |
| 2 説明会 | 5月27日（金） |
| 3 質問受付 | 5月27日（金）～5月30日（月） |
| 4 参加申込書及び企画提案書等の提出期限 | 6月9日（木） |
| 5 プレゼンテーション | 6月10日（金）頃 |
| 6 審査結果通知の送付 | 6月下旬（予定） |
| 7 契約の締結 | 7月1日（金）頃 |

※実施要項等は、5月27日（金）の説明会時に配布、または久留米市ホームページからダウンロード。

(2) 説明会

日時 5月27日（金）13時30分～15時

場所 久留米市役所 302会議室

※説明会への参加を本プロポーザル参加の要件とする。（時間厳守のこと）

(3) 質問

説明会終了後の質問は、文書（A4版、任意様式）により団体名、担当者氏名、電話、FAX番号を併記のうえ提出することとする。なお、口頭による質問は受け付けない。また、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

① 提出期間

説明会終了後から平成28年5月30日（月）17時15分まで（必着）

- ② 提出先
久留米市健康福祉部保健所保健予防課（久留米商工会館4階）
- ③ 提出方法
持参、FAX、郵送又は電子メールで提出すること。ただし、持参の場合は、土日を除く8時30分から17時15分まで。FAX、郵送又は電子メールの場合は、提出期限までに必着のこと。FAX、電子メールの場合は、送信した旨を電話で連絡をすること。
- ④ 質問書の回答
質問に対する回答は、平成28年6月2日（木）17時15分までに、久留米市のホームページにおいて、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

（4）参加申込書の提出

- ① 提出書類
 - ア 参加申込書（第1号様式）
 - イ 団体調書（第2号様式）
 - ウ 規則・会則またはこれに準ずるもの
提出部数：10部
 - エ 過去3年間の事業報告書及び収支決算書（任意様式）
提出部数：10部
 - オ 登記事項証明書（法人の場合）
 - カ 代表者確認書類（任意団体の場合）
 - キ 団体概要（任意様式）
提出部数：10部
 - ク 類似業務実績調書（第3号様式）
 - ケ （法人または代表者の）納税証明書または滞納なし証明（市税に滞納のないことの証明。写し可）
- ② 提出方法
持参、又は市が受領した事実の証明が可能な方法である書類等（簡易書留可）にて郵送で提出。
- ③ 提出期限
平成28年6月9日（木）17時15分（必着）
期限を過ぎたものは、参加の意思がないものとします。
- ④ 提出先
〒830-0022 久留米市城南町15番地5 久留米商工会館4階
久留米市健康福祉部 保健所保健予防課（精神保健チーム） あて

（5）企画提案書等の提出

① 提出物

ア 提案書（任意様式。第4号様式を添付すること。）

提出部数：10部

イ 業務実施体制（第5号様式）

提出部数：10部

ウ 見積書（任意様式）

② 提案内容

提案内容については、仕様書に沿って企画提案を行い、下記の内容を必ず記載すること。用紙はA4サイズ、10ページ以内（両面可）とする。

ア 業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイント

イ 相談業務全般にかかる創意工夫点と具体的な進め方（開設時間帯、開設場所、及びその設定理由、相談場所の雰囲気づくり等）

ウ 全体スケジュール

エ 広報宣伝にかかる創意工夫点

③ 提出方法、提出期限及び提出先

「9-(4)-②、③、④」に同じ

④ 提案書の提出後の変更

原則として、提案書に記載された事業内容の変更を認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の内容であることとし、あわせて市の了解を得るものとする。

10 プレゼンテーション

提案書提出後、参加団体ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時

平成28年6月10日（金）頃

(2) 開催場所

久留米市城南町15番地3 久留米市役所内

(3) 出席者

2名以内とする。

(4) その他

① プレゼンテーションの時間は、質疑応答の時間を含め、1団体30分以内とし、提出した提案書を使用する。

② 開催場所及び時間等については、改めて参加団体あて連絡する。

11 選定方法

(1) 提案書の内容、見積書及びプレゼンテーション等の結果をもとに、久留米市職員で構成する審査委員会において総合的に評価・審査し、受託候補者を選定する。なお、提案内容については、評価基準に基づき評価を行う。

(2) 上記(1)の評価事項の主なものは、次のとおりとする。

- ① 団体に関する事項
- ② 業務の実施体制
- ③ 業務の実施環境
- ④ 事業費の積算内容
- ⑤ その他

1.2 選定結果の通知

選定結果は、平成28年6月下旬(予定)に文書にて通知する。

1.3 委託契約の締結

- (1) 受託候補者に選ばれた応募団体は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものとする。
- (2) 久留米市は受託候補者と久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号)に基づき随意契約を締結する。なお、契約については提案内容と市の意向について受託候補者と協議調整を行ったうえで締結する。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、市は次順位の団体を繰り上げのうえ契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 提案書に記載された事項は、仕様書とあわせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると久留米市が判断した場合には、市と受託候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積もり金額等の変更を行うことがある。
- (5) 契約保証金については、久留米市契約事務規則に基づき取り扱うものとする。
- (6) 市は契約締結後、契約の相手方に提案における不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出された提案書は返還しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は参加団体の負担とする。
- (3) 提案書の著作権は、原則として提案書を提出した提案者に帰属する。ただし、審査に必要な範囲において複写を行うことがある。久留米市と契約締結に至った団体の提案書については、契約の仕様に盛り込むなどの利用が行われ、必要により公表されることもあるので予め了承すること。
- (4) 市は、提出された提案書を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとする。
- (5) 本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、久留米市情報公開条例(平成13年久留米市条例第24号)に基づき処理を行う。ただし、公開により対象団体に不利益を与えることが明らかなものについては非公開とする。
- (6) 本プロポーザルに参加する者は、参加にあたり知り得た個人情報、団体情報その

他久留米市の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

（7）市は、受託候補者が本プロポーザルにかかる提出書類に虚偽の記載をする等、業務の契約相手方として不相当と認められるときは、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者としての決定を取り消すことができる。

1 5 問い合わせ先

〒830-0022

久留米市城南町15番地5

久留米市健康福祉部 保健所保健予防課（精神保健チーム）

担当：野口、山口

電話 0942-30-9728（直通）

FAX 0942-30-9833

電子メール ho-yobou@city.kurume.fukuoka.jp